

## 介護老人保健施設きなん苑公用車管理要綱

(平成26年12月1日要綱第2号)

改正 令和2年10月8日要綱第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護老人保健施設きなん苑（以下「きなん苑」という。）が所有する公用車（以下「公用車」という。）の適切な管理と効率を図るために、必要な事項を定めるものとする。

(安全運転管理者)

第2条 きなん苑施設長は、安全運転管理及び車両維持管理について、道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3の規定に基づき選任された安全運転管理者を配置するものとする。

(管理担当者)

第3条 安全運転管理者は、車両の点検をする場合及び必要と認めた場合は自動車の修理等をするために、きなん苑事務職員から管理担当者を配置するものとする。

(使用の制限)

第4条 公用車は、きなん苑において必要な業務以外は原則、使用することができない。

(運転者の心得)

第5条 運転者は、法令を遵守し常に運転技術の向上を図り、交通事故の防止に万全を期さなければならない。

2 運転者は、使用する公用車の運行前点検を1日1回行わなければならない。

(事故の処理)

第6条 運転者が車両運行中において交通事故を生じた場合は、法令に基づき適切に処理するとともに、直ちに所属長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 所属長は、前項の事故報告を受けた場合は、率先して事故の処理に当たるとともに安全運転管理者を経てきなん苑施設長へ報告しなければならない。

附則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附則（令和2年10月8日要綱第30号）

この要綱は、告示の日から施行する。